

千葉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月3日

千葉県教育委員会教育長 磯野和美

千葉県教育委員会規則第2号

千葉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

第1条 千葉県立高等学校管理規則（昭和39年千葉県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

普通科	200名	280名	280名	760名
国際教養科	40名	40名	40名	120名

を

」

「

普通科	200名	200名	280名	680名
国際教養科	40名	40名	40名	120名

に

」

改める。

第2条 千葉県立高等学校管理規則の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

普通科	200名	200名	280名	680名
国際教養科	40名	40名	40名	120名

を

」

「

普通科	200名	200名	200名	600名
国際教養科	40名	40名	40名	120名

に

」

改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。